

宮城県医療的ケア等推進検討会の検討結果について

1 医療的ケア等に関する現状

在宅で生活する重症心身障害児者など、医療的ケア等を必要とする障害児者は、宮城県内（仙台市を除く）において少なくとも2,000人程度いると類推されているが、現状では受入可能な日中活動の場や短期入所事業所が限られている上に、仙台圏域（仙台市を含む）に偏在している。自宅で介護されている方の負担が大きい上、緊急時等に預ける場所の確保が困難であり、支援の充実を望む声が寄せられている。

※医療的ケア等：医師の指示、医師や看護師の指導支援体制の下、本人やその家族、支援者等が、治療目的ではなく、生活援助を目的として日常的に行う医療行為のこと

医療型短期入所事業所の設置状況（平成29年4月1日現在）

地域	定員 (各地域)	事業所名	定員 (各事業所)	備考
仙台圏域	21人	エコー療育園	10人	
		宮城県立拓桃園	6人	空床型
		独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院	2人	
		光ヶ丘スペルマン病院	1人	空床型 H28.11月新設
		独立行政法人国立病院機構宮城病院	2人	空床型
県北地域	2人	老人保健施設 リバーサイド春園	1人	空床型 H28.5月新設
		登米市立米谷病院	1人	空床型 H28.10月新設

※ 空床型事業所の定員は、平均利用者数又は想定利用者数

2 検討会の概要

(1) 目的

医療的ケア等を必要とする障害児者やその家族及び支援者が、安心して生活できる環境を整備するための方向性や支援策について検討するため、外部有識者等で構成された検討会を開催したものの。

(2) 構成員の分野

医師、医療型短期入所事業所職員、相談支援事業所職員、看護協会職員、重症心身障害児者家族会会員

(3) 検討経過（全3回）

第1回 H28.10.26 医療的ケア等を必要とする障害児者の現状及び現行の支援策の紹介
医療型短期入所事業所の現状と課題についての検討

第2回 H28.12.21 医療型短期入所モデル事業の紹介及び課題の検討
医療的ケア等を必要とする障害児者とその支援における現状及び課題の整理

第3回 H29.2.15 医療的ケア等を必要とする障害児者に対する支援の今後の方向性

3 検討結果

(1) 医療型短期入所事業所

(課題)

- 医療型短期入所事業所の不足及び仙台圏域への偏在
- 事業所における人材・ノウハウ不足等を理由とする、円滑な利用の困難さ

(支援の方向性)

- 医療型短期入所事業所の増設及び増床
- 利用者と事業所間のコーディネート機能の整備

(2) 医療的ケア等に対応した福祉型短期入所事業所

(課題)

- 医療的ケア等を必要とする障害児者が利用可能な福祉型短期入所事業所の偏在
- 人材不足等を理由とする、夜間・休日等の医療的ケア等対応

(支援の方向性)

- 医療的ケア等に対応した福祉型短期入所事業所の圏域単位の整備
- 医療機関等によるバックアップ体制の強化

(3) 医療的ケア等に対応した日中活動サービス及び訪問系サービス事業所

(課題)

- 医療的ケア等に対応した日中活動サービス及び訪問系サービス事業所の偏在

(支援の方向性)

- 医療的ケア等に対応した日中活動サービス事業所の拡充・関係機関との連携強化
- 医療的ケア等に対応した訪問系サービス事業所の拡充・訪問系レスパイトの実施

(4) 医療的ケア等に対応した人材

(課題)

- 障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引研修修了者配置数の不足
- 医療的ケア等を必要とする障害児者に対する、医療従事者のノウハウ習得機会の不足
- 障害福祉サービス事業所等における医療従事者の確保

(支援の方向性)

- 医療的ケア等に対応できる介護職員の育成
- 医療従事者向け研修の充実
- 各圏域において中核となる事業所における医療従事者確保

(5) 事業所の情報・連携

(課題)

- 医療的ケア等に関する情報を一元的に管理・提供する体制の不在
- 関係機関の情報共有及び連携をコーディネートする体制の不在

(支援の方向性)

- 情報管理・提供等を一元的に行う医療的ケア等コーディネーターの配置
- 医療的ケア等関係機関の情報共有及び連携の促進

4 平成 29 年度の予定

- 医療型短期入所モデル事業の実施（2 か所、2 床）
- 医療的ケア等情報拠点機能検討会の開催
- 宮城県医療的ケア等推進検討会の検討結果を踏まえた、取り組むべき支援策の具体的な検討